

# 令和6(2024)年度第1回郡山市地域包括支援センター運営協議会 会議要旨

日時：令和6年7月25日(木)

会場：郡山市役所西庁舎5階 5-2-1会議室

## 【出席者】

**地域包括支援センター運営協議会委員**：阿部崇会長、野崎晶之委員、近藤幸夫委員、國分晴朗委員、柳内祐一委員、渡部光弘委員、近内直美委員、佐川純子委員、若林由起子委員、川前範子委員、酒井泰彦委員

**郡山市地域包括支援センター連絡協議会**：細川賢恵会長、伊藤弘美副会長、佐久間順子幹事、古宮広隆幹事、大和田裕子幹事、増子理子氏

**保健福祉部**：猪狩保健福祉部次長、小松健康長寿課長、本田介護保険課長、鈴木主任(介護保険課管理係)

**地域包括ケア推進課**：宗像課長、榮課長補佐、佐藤基幹包括支援係長、本田介護予防マネジメント係長、上杉主任、菅谷主査、五十嵐主事

【傍聴者】なし

## 1 開会(進行 宗像課長補佐)

## 2 保健福祉部次長あいさつ

## 3 委員紹介

## 4 事務局紹介(書面)

## 5 会長及び副会長の選任

会長：阿部 崇委員、副会長：原 寿夫委員

## 6 議事(議長 阿部会長)

### (1) 地域包括支援センター(愛称：高齢者あんしんセンター)の運営状況について

※ 資料1～4 事務局(地域包括ケア推進課)より説明

資料5 安積、郡山北部、大槻・逢瀬高齢者あんしんセンターより説明

## 【質疑応答】

### (佐川委員)

資料の見方について、各センターの件数にばらつきがある。対応件数が突出している包括があるが、このデータの差は、そのエリアの課題の違いと見ればよいのか、それともセンターの機能の差と見ればよいのか。

### (事務局)

整理の仕方ですべて統一した見解を更に精度を高めていくという過程にあるため、水準を一定に保っていく途中である。ご質問にあったように圏域ごとに課題のばらつき、会議の進め方、個別会議の準備中、圏域会議にもつ

ていくための作業中など、各センターで事情があるため、そういったところで結果的に昨年度、件数に差異が出たと思われる。安積包括については、包括内で圏域を分けていたことにより差異が出たということである。

(川前委員)

認知症のこころの声シートについて、認知症の本人が答えられるかどうか、どのような方法で聞き取りをされているのか、またどのようなニーズがあるのか差し支えがなければお願いしたい。

(事務局)

どちらかという認知症が軽度で色々聞き取りができる方を中心に活動を行っている。聞き取りの内容は、ご本人がやりたいことに視点を当てている。ご本人がやりたいこと、だれでもできなくて困っているようなことを推進員が聞き取り、それが実現できるようにするにはどうすればよいかと考えて活動している。

(近藤委員)

こころの声シートの対象は認知症が心配な方なのか認知症の認定を受けている方なのか。

(事務局)

聞き取りは包括が業務の一環で行っており、包括の訪問の対象は要支援の認定を受けている方なので、認知症の診断を受けている要支援の方が多い。症状は認知症軽度の方が多い。

(近藤委員)

先ほどの安積包括さんの話で、日大付近の学生が住んでいるような安くて古いアパート等で高齢者の孤独死が増えているという話が民生委員のなかでも出ているが、実際にそのような状況なのか。

(安積包括)

日大付近は田村町と安積町両方にかかっているの、安積包括がすべて把握しているわけではないが、多くはないがそのようなケースもあると聞いている。身寄りもなく、なんとか一人で生活しているというなかで、私たちが支援をするが、亡くなってからなかなか発見に至らないというケースも多くはないがある。

(若林委員)

各包括からの報告の内容をみると毎年交通の問題がある。それが元気な高齢者の活動を制限しているという毎回大きな問題になっている。以前、他の会議で、病院の送迎バスに一般の方を乗せて買い物等に利用できるような取り組みをしていると聞いた。郡山市として交通の便に関して何か動きや、対処法はあるのか、あったら教えていただきたい。

(事務局)

移手段について、市が始めているふれあいタクシーで補えているところと、そうでないところにばらつきがあるのが今の状況である。それを更に補うために紹介できるのが、公的なサービスではないが、地域の皆さんの互助の取り組みとしての第二層協議体である。市内38地区のうち36地区にあり、町内会のみなさん、民生委員のみなさん、地区社協のみなさんが自分たちで解決できそうなことは解決しようとするのが、地区ごとの協議体であり、一部の協議体では、その地区にある介護施設のバスを借りて、自分たちで買い物バスとして曜日を決めて、週に2回近くのスーパーまで買い物に出かけるという事例がある。

あくまでも互助の取り組みであるため、直接的な行政サービスとは違う側面だが、他の地区にも良い面が波及出来ればと考えている。

## (2) その他

※ 特になし

## 7 報 告 (事務局)

### (1) 地域包括支援センター専門職に「準ずる者」について

※ 資料6、7 事務局説明：菅谷主査

## 【質疑応答】

### (近内委員)

虐待の通報者の内訳では警察が多かったという説明があった。警察は市と連携して、疑わしいケースは報告するとなっているからだと思うが、警察が介入するケースというのは深刻な場合が多いのだろうか。

また、虐待と判断する見分けにはどのような基準があるのか。通報があったうち虐待と判断した件数が少ないイメージがあるのでそのあたりのご説明をお願いしたい。

併せて、措置が3件あるということだが、それで終わりではないと思うので、その後どのように措置のケースへ関わっていくのかお聞きしたい。

### (事務局)

警察から通達が出されたことにより、件数が増えている。警察から通報票があがってきた後、地域包括ケア推進課で擁護者、本人に状況確認をして、虐待であるかどうか、例えば親子喧嘩であるかなど、内容を一つずつ確認する。その上で、虐待の疑いがある場合はコア会議を開いて判断する。その結果が10件という結果である。

また、措置については、それが解除になった後も継続して地区の包括支援センターで支援していく、または地域包括ケア推進課で対応していくこととなっている。

### (事務局)

補足でございます。ご質問の中で警察介入するケースは重いものではないかということだが、中には、説明にもあった通り親子喧嘩的なものが含まれていることがある。警察では高齢者が含まれている揉め事の案件は、通報するという扱いになっている実態があるため、通報件数が伸びていると思われる。

また、措置の最終的な対応結果のゴールについて、評価会議を開き支援者の方々にお集りいただいてサービスが適切に行われているか、関係性は改善されているかなど逐一確認し、その上で終結するかどうかの判断をしている。

### (酒井委員)

成年後見申立ての状況についての資料だが、申し立て件数が令和2年度28件、令和3年度37件、令和4年度34件、令和5年度14件という数字となっており、高齢者の割合は毎年増えているのに、申し立て件数は減っているというのはどういう理由なのか。

### (事務局)

この資料に集計されているのは市役所が行った市長申し立ての件数で、親族申立てや本人申立てがされた件数は含まれていない。成年後見支援センターができたことで、そちらの支援の下で親族や本人が申立てをした件数がだんだん増えてきているのが理由の一つになっていると思われる。

また、成年後見制度の利用を考えている方の検討会議を開催し、制度の利用が確実にその方のためなのかということ、支援者、成年後見支援センター、市で協議をして、制度利用の前に既存のサービス利用が適切ではないかということで、まずは既存のサービスを利用しようというケースも多くある。

### (佐川委員)

虐待は全国的にもニュースになってはじめて心が痛む状況になるわけだが、どんなことで包括の方がご苦労されているのか、そのあたりを少し教えていただくと市で1,400件とカウントされている状況が分かるかと思う。次回でも構わないので、教えていただくとありがたい。

### (事務局)

市でもマニュアルを作成していて、それに沿って対応を進めており、また各あんしんセンターの職員の方々も、虐待に関する研修等をしっかりと受けていただいている。そうした中で、あんしんセンターで各家庭を訪問、それから状況を確認されていく中で何かしら高齢者の権利が侵害されているような、場面が疑われるような際は、関りをまず持って状況確認をしている。一回だけではなく、こちらに書いてある件数は、重ねて支援

をした累計として 1,400 件としており、必ずしも虐待の通報、認定件数、実数が一致するものではない。日常の関わりの中で権利が侵害されていないか、センターで確認をいただいて、ご協力をいただいている状況である。

※ 資料 8 事務局説明：本田係長

資料 9 事務局説明：佐藤係長

**【質疑応答】**

なし

**8 その他**

意見等なし